徳島県告示第５５１号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第１１２条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により、次の１のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の２により縦覧に供する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

（大浦加入区）

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名

鳴門市北灘町鳥ケ丸字トノムラ37－１　中野　誠司

同　　大浦字小谷10　　松家　正志

⑵　加入区

大浦加入区

⑶　法第１１３条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

北灘漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

令和８年11月２日から同月16日まで

⑵　縦覧場所

鳴門市北灘町宿毛谷字相ケ谷１番地１

北灘漁業協同組合